

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則

平成19年4月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員等に対する旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行取消等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う家財の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- (3) 外国への出張に伴う旅行雑費で既に支払った実費額
(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。

ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する

金額)を差し引いた額

(路程の計算)

第4条 内国旅行における路程の計算は、次の区分に従い、行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 最も経済的な通常的路程

2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる。

3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前2項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

(旅行命令等の変更の申請)

第5条 旅行者が、条例第5条第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

(旅費の請求手続)

第6条 条例第12条第1項に規定する旅費の請求は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して5日以内、概算払に係るものの請求は、出発前5日までとする。

2 条例第12条第2項に規定する期間は、旅行の完了した日の翌日から起算して5日以内とする。

(急行料金)

第7条 条例第14条第2項第1号の広域連合長が別に定めるものとは、特別急行列車の乗車区間が片道100キロメートル未満の旅行であって、旅行命令権者が特別急行列車を利用することが公務上必要と認めた旅行とする。

(特別車両料金及び特別船室料金)

第8条 条例第14条第3項及び条例第15条第3項の広域連合長が別に定める旅行とは、公務上の必要により次に掲げる者が特別車両料金を徴する客車又は特別船室料金を徴する船舶を利用する旅行とする。

- (1) 広域連合長、副広域連合長

- (2) 前号に規定する職員に随行する職員
- (3) その他広域連合長が特に必要と認めた職員
(旅行雑費)

第9条 条例第24条の広域連合長が定めるものは、日当が支給されない旅行であつて行程8キロメートル以上である旅行とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるものを除くほか、様式の作成その他旅費の支給に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。